

令和2年度輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した
日本産食材魅力発信等支援事業実施要領

制 定 令和2年12月4日第2号

独立行政法人 日本貿易振興機構

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の状況に臨機応変に対応し、日本産食材の商流のメインストリームの維持・強化に資する需要拡大・輸出拡大を図るため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）は、農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2食産第607号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業補助金交付要綱（令和2年4月30日付け2食産第608号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施要領（令和2年4月30日付け2食産第588号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の助成を受け、日本産食材サポーター店、輸入商社等による日本産食材魅力発信等の取組を支援する。

事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）並びに令和2年度輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施規程（令和2年11月30日第1号独立行政法人日本貿易振興機構。以下「実施規程」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

第3の事業は、次の1に掲げる者が2に掲げる者とともに事業実施主体となって行うものとする。なお、第3の事業に関してジェトロとの間で行われる各種申請、報告その他の手続きは、2に掲げる補助交付者が行うものとする。

1 現地事業実施者

- (1) 海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン（平成28年4

月 1 日付け27食産第6095号農林水産省食料産業局長通知) 第 4 の規定に基づき、運用・管理団体又は認定団体となった団体から日本産食材サポーター店に認定された飲食店及び小売店 (以下「日本産食材サポーター店」という。)

(2) 海外において日本産食材を取り扱う輸入商社等 (以下「輸入商社等」という。)

2 補助交付者

(1) 親会社、グループ会社など現地事業実施者に係る法人であって、日本で設立された法人

(2) 現地事業実施者と協働して第 3 の事業を行うことについて同意している法人であって、日本で設立された法人

第 3 事業の内容

ジェトロは、第 2 の要件を満たす事業実施主体が行う次に掲げる事業 (以下「支援型プロモーション事業」という。) について、その要する経費の一部を補助するものとする。

ただし、別紙反社会的勢力の排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業及び単に現地事業実施者の自店舗又は自店舗商品のみのプロモーションを行う事業に対しては、本補助金の対象としない。

1 日本産食材サポーター店支援型日本産食材プロモーション事業

第 2 の 1 (1) に掲げる日本産食材サポーター店が、現地消費者を対象として、日本産食材の魅力を訴求するプロモーションや日本産食材サポーター店の認定に係る取組についての P R を実施する。

2 輸入商社等支援型日本産食材プロモーション事業

第 2 の 1 (2) に掲げる輸入商社等が、現地小売・飲食店、消費者等を対象として、日本産食材の魅力を訴求するプロモーションや日本産食材サポーター店の認定に係る取組についての P R を実施する。

第 4 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

- (1) 支援型プロモーション事業の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。
- (2) 支援型プロモーション事業の実施により、補助交付者及び現地事業実施者に収益が発生した場合には、ジェトロは、当該収益分を補助対象経費から差し引いて補助金の額を計算する。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、支援型プロモーション事業を実施するために直接必要な経費であって、支援型プロモーション事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、特別会計等により、支援型プロモーション事業の経理と、支援型プロモーション事業以外の経理とを明確に区分するものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。
- (3) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第6の1(2)に係る事業実施計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。
 - ① 委託先が決定している場合には、委託先
 - ② 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第5 補助金額等

- 1 事業に係る補助金の額（予算規模）は原則として200,000千円とする。ただし、第6の1(1)によりジェトロが採択する件数により200,000千円を超えることがある。
- 2 1の金額の範囲内で支援型プロモーション事業に必要な経費を助成する。なお、補助交付者へ交付する補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。
- 3 第6の1(2)の事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書における支援型プロモーション事業に係る補助金の申請額は40,000千円程度を上限とする。

第6 事業実施等の手続き

1 事業の公募等

- (1) ジェトロは、支援型プロモーション事業の実施に当たり、事業実施主体の公募を行い、応募があったものから順次審査の上、採択又は不採択を決定するものとする。
- (2) 補助交付者は、(1)の公募に応募する際は、様式第1による事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書を作成し、様式第2の交付申請に係る宣誓書その他ジェトロが指示する書類を添付して、ジェトロ本部（東京）に提出するものとする。
- (3) 補助交付者は、支援型プロモーション事業に係る事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書を提出するに当たって、日本国内での取引に係る経費が含まれている場合であって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (4) ジェトロは、(2)により事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書等の提出があったときは、以下①から③の項目について、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うとともに、審査に当たって、事業実施主体の適格性、事業内容、事業効果等について、当該事業を行う国・地域を管轄するジェトロ海外事務所の意見を聴くものとする。
 - ① 事業実施主体の適格性について、次の項目について審査するものとする。なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助交付者については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。
 - ・ 事業実施主体が第2に掲げる要件に合致する者であるか
 - ・ 実施体制の適格性

- ・ 知見、専門性、類似・関連事業の実績等
- ② 事業内容及び実施方法について、次の項目について審査するものとする。
- ・ 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
 - ・ 実施方法の効率性
 - ・ 経費の内容及び経費配分の適正性
- ③ 事業の効果について、次の項目について審査するものとする。
- ・ 期待される効果
 - ・ 波及効果
- (5) 審査結果の通知等
- ① ジェトロは、(1)の審査の結果（採択又は不採択）を当該事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書を提出した補助交付者に対し通知するものとする。採択の通知（②の場合を除く。）をする場合には、支援型プロモーション事業に係る事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を併せて行い、様式第4の事業実施計画の承認及び補助金交付決定通知書により、補助交付者にその旨通知することができる。この場合において、ジェトロは、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- ② ジェトロは、採択の通知をする場合には、採択の条件を付することができる。
- ③ ②の通知を受けた補助交付者は、通知を踏まえた内容の支援型プロモーション事業に係る事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書を作成し、当該通知書を受けた日から起算して7日（最終日が土日・祝日の場合は翌営業日とする。以下同じ。）以内にジェトロ本部（東京）に再提出することができる。ただし、当該通知書を受けた日から起算して7日以内に再提出しない場合、ジェトロは採択を取り消すことができる。
- ④ ジェトロは、③により補助交付者から支援型プロモーション事業に係る事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書の再提出があり、その内容が②の採択の条件に適合していると認める場合には、当該支援型プロモーション事業に係る事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を行い、様式第4の事業実施計画の承認及び補助金交付決定通知書により、補助交付者にその旨通知するものとする。な

お、再提出された事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書において、②の採択の条件が満たされていないと認める場合には、ジェトロは、別途期限を定めて、採択を取り消すことができる。

⑤ ジェトロは、事業実施計画の承認及び補助金交付決定の通知に際して、必要な条件を付することができる。

⑥ ジェトロは、事業実施計画の承認及び補助金交付決定を行うに当たって、(3)により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

2 申請の取り下げ

補助交付者は、第6の1の(5)による事業実施計画の承認及び補助金交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知書を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面をジェトロ本部（東京）に提出しなければならない。

3 事業の着手

補助交付者及び現地事業実施者は、第6の1の(5)による補助金の交付決定日以後に事業に着手するものとする。

4 支援型プロモーション事業実施計画の変更等

(1) 補助交付者は、以下に該当する支援型プロモーション事業実施計画等の変更を行う場合には、あらかじめ様式第1により支援型プロモーション事業実施計画変更承認申請書をジェトロ本部（東京）に提出するものとする。

① 事業の中止又は廃止

② 事業目的、事業内容及び成果目標の変更

③ 全体事業費の30%を超える増減（全体事業費が増加する場合、交付決定した補助金額の増加は認められず、増加分は自己負担等に計上するものとする。）

(2) ジェトロは、(1)により支援型プロモーション事業実施計画変更承認申請書を受理し

たときは、これを審査し当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助交付者に通知するものとする。

- (3) ジェトロは、(2)により承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

5 事業遅延の届出

補助交付者は、事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類をジェトロ本部（東京）に提出しなければならない。

6 事業実施結果の報告等

- (1) 補助交付者は、令和3年3月8日までに、様式第3による事業実施結果に係る報告書をジェトロ本部（東京）に提出しなければならない。
- (2) 第6の1の(3)ただし書きに基づき支援型プロモーション事業に係る事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書を提出した補助交付者は、(1)の事業実施結果に係る報告書の提出に当たって、日本国内との取引に係る経費が含まれている場合であって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第6の1の(3)ただし書きに基づき支援型プロモーション事業に係る事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書を提出した補助交付者は、(1)の事業実施結果に係る報告書を提出した後において、日本国内との取引に係る経費が含まれている場合であって、日本国内との取引に係る経費について消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第6の1の(3)により減額した補助交付者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について様式第5による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかにジェトロ本部（東京）に提出しなければならない。ジェトロはこれに基づき、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式によりジェ

トロ本部（東京）に提出しなければならない。

- (4) 補助交付者は、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、現地事業実施者の事業成果について、様式第3により毎会計年度終了後4か月以内にジェットロ本部（東京）に提出するものとする。この際、設定した成果目標に対する事業成果について、目標達成率の背景としての要因分析を行い、報告書に記載するものとする。
- (5) ジェトロは、成果目標が達成されない旨の報告を受けた場合は、補助交付者及び現地事業実施者に指導・助言を行うなど、当該現地事業実施者の翌年度以降の取組成果に結びつけるよう努めるものとする。

7 補助金の額の確定

- (1) ジェトロは、第6の6の(1)による事業実施結果に係る報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知により補助交付者に通知するものとする。
- (2) ジェトロは、補助交付者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を補助交付者に命ずるものとする。
- (3) (2)の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期間内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、補助交付者に対し、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

8 補助金の支払い

- (1) ジェトロは、第6の7の(1)により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があり、その執行が適切に行われることが確実に認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。なお、概算払の請求は、ジェトロが指定する日以降とする。
- (2) 補助交付者は、(1)の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第6による補助金精算（概算）払請求書をジェットロ本部（東京）に提出しなければならない

い。

第7 交付決定の取消し等

1 ジェトロは、第6の2の申請の取り下げ若しくは第6の4の(1)①の事業の中止又は廃止の申請があった場合若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6の1の(5)の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助交付者及び現地事業実施者が法、令、規則、実施要綱、交付要綱、実施要領、実施規程及び本要領（以下「法令等」という。）又は法令等に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助交付者及び現地事業実施者が、補助金を交付決定のあった支援型プロモーション事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助交付者及び現地事業実施者が、支援型プロモーション事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 補助交付者及び現地事業実施者が、別紙反社会的勢力の排除に関する誓約事項に違反した場合。
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更により、支援型プロモーション事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 1の規定は、第6の7の(1)の補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 ジェトロは、1に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助交付者に通知するとともに、ジェトロは、1に基づく取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を補助交付者に命ずるものとする。

4 ジェトロは、1の(1)から(4)までの規定に基づく取消しをした場合において、3の返還を命ずるときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて当該補助交付者に命ずるものとする。

5 3の規定に基づく補助金の返還及び4の規定に基づく加算金の納付については、第6の7の(3)の規定を準用する。この場合において、同項中「(2)の規定に基づく補助金」とあるのは、「3の規定に基づく補助金の返還及び4の規定に基づく加算金の納付」と読み替えるものとする。

第8 補助金の経理

1 補助交付者は、支援型プロモーション事業の経理について、支援型プロモーション事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及びすべての証拠書類又は証拠物（現地事業実施者に係るものを含む。）を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助交付者は、1の帳簿及び証拠書類又は証拠物を支援型プロモーション事業の完了した日又は支援型プロモーション事業の廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。また、1の帳簿及び証拠書類又は証拠物について、その内容が確認できるよう、必要な箇所に日本語訳を付記するものとする。

第9 特許権等の帰属

事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守る必要がある。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守る必要がある。

(1) 事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なくジェトロに報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当

期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- (4) 事業期間中及び事業終了後5年間において、事業実施者及び事業の一部を受託する団体は、事業の成果である特許権等について、国以外の事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前にジェットロと協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第10 ジェトロによる調査等に係る協力

- 1 ジェトロが支援型プロモーション事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、補助交付者及び現地事業実施者は、遅滞なくこれに応ずるとともに、調査等の実施に際し協力すること。
- 2 補助交付者及び現地事業実施者は、支援型プロモーション事業終了後、ジェットロが実施する事後評価、追跡調査・評価及び産業財産権等の取得状況等の調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、ジェットロが必要であると認めるときは、事業評価を支援型プロモーション事業完了前に行うこともある。なお、支援型プロモーション事業年度の終了後の状況によっては、評価・調査等の期間を延長することがある。

第11 個人情報保護等に係る対応

- 1 補助交付者は、支援型プロモーション事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、個人情報保護等に関する法令を遵守し適正な管理をするものとし、支援型プロモーション事業の目的（第10による調査への協力を含む。）及び提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助交付者は、支援型プロモーション事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）

に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助交付者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は支援型プロモーション事業の完了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

4 補助交付者は、新たな日本産農林水産物・食品の販路拡大に資するための情報をジェトロが収集するに際して協力すること。

第12 海外の付加価値税に係る還付金の納付

補助交付者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続きを速やかに行い、手数料を除いた還付額にかかる補助金相当額を速やかにジェトロに納付するものとする。

第13 反社会的勢力の排除に関する誓約

補助交付者は、別紙記載の反社会的勢力の排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、支援型プロモーション事業に係る事業実施計画承認申請書及び補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

第14 紛争時の合意管轄

ジェトロ及び補助交付者は、支援型プロモーション事業に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、支援型プロモーション事業の実施につき必要な事項については、ジェトロが別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月4日から施行する。